

計画主体名	田野畑村		
計画期間	H29 ～ H33	総事業費（交付金）	492,614千円 （ 229,627千円 ）
実施期間	H29 ～ H31		492,531千円 （ 227,876千円 ） 327,595千円（136,745千円）

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○	施設整備を図ることで、都市部と農村部の農泊等を中心とした交流が図られるほか、椎茸の生産量の増加及び村の林産材の有効活用による農業・林業連携が図られることにより、安定した雇用の確保と定住化の促進に向かうと判断でき適合すると判断できる。
事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか	○	廃校・廃屋等改修交流施設整備による体験交流施設については、特用林産物生産者（事業実施主体）による活用及び連携を図る事業内容となっている。 また、特用林産物生産施設整備においては、先進地等を調査したうえでの目標設定及び事業内容となっていることから構成は妥当である。

<p>市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか</p>	<p>○</p>	<p>田野畑村総合計画基本構想及び基本計画において、都市との交流活動の推進及び特用林産による椎茸生産を促進することが挙げられていることから、調和が図られている。</p> <p>また、廃校・廃屋等改修交流施設については、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年法律第46号）第5条第1項に規定する村計画を平成29年度内に策定する予定である。</p>
<p>活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか</p>	<p>○</p>	<p>特用林産物生産施設整備において、事業主体は地域の林産物及び特用林産物生産の中核を担う第三セクターであることや、地域雇用の確保の重要性を認識している農業法人であることから、事業運営にあたり地域住民を雇用し、または雇用の維持を図ることにより、地域経済に貢献することが見込まれることから、地域住民との合意形成は図られている。</p>
<p>活性化計画の策定にあたり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか</p>	<p>○</p>	<p>田野畑村総合計画審議会において、審議会委員に女性団体連絡協議会・生活研究グループ連絡協議会等の団体会員を構成員として含んでおり、計画策定にあたって女性の意見や提案などを聞く機会を設けた。活性化計画は協議結果を基に策定されている。</p>

<p>事業の推進体制は確立されているか</p>	<p>○</p>	<p>廃校・廃屋等改修交流施設の整備については、事業実施主体は村であり、事業の推進体制の構築にあたっては、各関係機関と連携し事業実施に必要な雇用の確保が確実に図られるよう取り組むことにより、整備された施設の継続的な事業展開と利活用を図る体制を構築する。また、農泊・研修受入れ施設実施の実施状況に係る地域住民、菌床椎茸生産者を含む農家、施設の指定管理者等に対する村の指導・監督の体制を確立する。</p> <p>特用林産物生産施設整備においては、事業実施主体である農業法人は菌床椎茸生産による経営の安定と地域の雇用の確保を図ってきた実績があり、また、菌床椎茸生産を行う第三セクターは村と国内トップクラスの菌床メーカーとの株式会社であり、推進体制は万全である。</p>
<p>目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか</p>	<p>○</p>	<p>近隣の類似地区の、先進地を参考に目標設定及び事業内容となっていることから、整合性は確保されている。</p>

	<p>農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合がとれているか</p>	<p>○</p>	<p>平成28年3月に策定された田野畑村まち・ひと・しごと創生総合戦略において、地域資源を生かした新たな雇用の創出を基本目標の1つに掲げており、取組の方向として、一次産業の担い手確保・育成や経営の強化、高付加価値化に向けた具体的な取組を集中支援することにより、各産業分野における収益向上と雇用機会の創出を目指すとしていることから、整合性は保たれている。</p>
	<p>計画期間・実施期間は適切か</p>	<p>○</p>	<p>計画期間は5年、実施期間は3年と適切である。</p>
	<p>交付金要望額は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か</p>	<p>○</p>	<p>交付限度額の範囲内である。</p> <p>特用林産物生産施設については、事業実施主体が課税団体であるため除税した事業費の補助率1/2または3/10（融資主体型支援）を交付額としている。</p> <p>また、廃校・廃屋等改修交流施設については、実施要領別紙6に定める29万円／延床㎡以内より、交付限度額347,08347,03㎡×290,000円×1/2=50,326,00050,319,000円以内の交付額、外構は補助率1/2以内の額を交付額としている。</p>

2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	農山漁村活性化整備対策に関する事業に係る取り扱い第7の2に定める基準を満たしている。
土木・建築構造物等の施行にあたっては、各種関係法令および設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか	○	<p>各種関係法令および設計基準に基づく構造検討を行っている。</p> <p>特用林産物生産施設（菌床椎茸の培養ハウス・発生ハウス）は、「農業用機械施設の補助対象範囲の基準について」（昭和57年4月5日付け農林水産事務次官依命通知）別表第4の規定に基づき整備するものとする。設計・施工等にあたっては、村による検査を実施する見通しである。</p> <p>廃校・廃屋等改修交流施設は、設計・施工等にあたっては建築確認を実施する。</p>
木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1460号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか	○	廃校・廃屋等改修交流施設が該当し、実施設計で施設の機能診断、耐震診断等を実施し、耐力壁等の基準を満たす。

<p>増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村振興交付金実施要領の別紙6に定める基準を満たしているか</p>	<p>○</p>	<p>農山漁村振興交付金実施要領の別紙6の要件を満たしており、適正である。</p>
<p>交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか</p>	<p>○</p>	<p>耐用年数については、特用林産物生産施設（培養ハウス・発生ハウス）は1014年、付帯施設（栽培棚）は7年、パック機は7年、ヒートポンプ（空調機）は7年、チップ・オガ粉製造棟は38年、チップ・オガ粉製造機は7年、廃校・廃屋等改修交流施設は17年で、すべて5年以上である。</p>
<p>事業による効果の発現は確実に見込まれるか</p>	<p>○</p>	<p>下記により効果の発現が見込まれる。</p>
<p>費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村振興交付金交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領（平成28年4月1日付け28農振第○号農林水産省農村振興局長通知）により適切に行われているか）</p>	<p>○</p>	<p>農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領に基づき算出しており適切である。</p>
<p>上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか</p>	<p>○</p>	<p>上記算定方法による投資効果は1.081.02であり、1.0以上である。</p>

<p>事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか</p>	<p>○</p>	<p>廃校・廃屋等改修交流施設の事業実施主体は村である。</p> <p>なお、特用林産物生産施設整備における事業実施主体はそれぞれ以下のとおり要件等を満たしている。</p> <p>株式会社サンマッシュ田野畑は村が出資割合の過半数を占める第三セクターである。</p> <p>株式会社田野畑クラフトは田野畑村及び田野畑村森林組合が出資割合の過半数を占める第三セクターである。</p> <p>田野畑農産株式会社は農業者3名で構成され、農業者の割合は100%であり、実施要領別紙6別表2（用件類別ごとの要件等）第9融資主体支援に定める要件を満たしている。</p>
<p>個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか</p>	<p>○</p>	<p>廃校・廃屋等改修交流施設整備の事業実施主体は村、特用林産物生産施設整備の事業実施主体は第三セクター2-1社及び村である。また、農業生産法人（農業者の組織する団体）が助成対象となっている。よって個人に対する交付ではない。また、以上より目的外使用の恐れはない。</p>
<p>施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か</p>	<p>○</p>	<p>下記により適正である。</p>

<p>地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか</p>	<p>○</p>	<p>廃校・廃屋等改修交流施設については、活性化区域内に同種の施設が存在しないことから、本村における教育旅行の受入実績及び大学等教育機関との交流状況を元に利用計画を策定している。</p>
<p>近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。</p>	<p>○</p>	<p>特用林産物生産施設整備については、第三セクター既存施設の利用実績を踏まえているほか、隣接する市の類似施設の事例を踏まえて検討している。</p>
<p>利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか</p>	<p>○</p>	<p>廃校・廃屋等改修交流施設の整備については、都市部と農村部の体験交流・農泊の促進を目的としており、利用対象者は村内を訪問する修学旅行生等の学生や観光客であり、利用時期は周年である。</p> <p>特用林産物生産施設については、第三セクター及び農業生産法人であり、利用時期は周年である。</p>
<p>施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか</p>	<p>○</p>	<p>廃校・廃屋等改修交流施設については、隣接して特用林産物生産施設があり、連携が図られる。</p> <p>特用林産物生産施設の整備場所は、農林業者の就業場所であることから適正である。</p>

	ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか	○	広報・宣伝計画については体験学習の受入及びイベント等での周知等の計画を定めている。
	施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	○	田野畑村総合計画審議会において、審議会委員に女性団体連絡協議会・生活研究グループ連絡協議会等の団体会員を構成員としており、計画策定にあたって女性の意見や提案などを聞く機会を設けた。活性化計画は協議結果を基に策定されている。
	事業費積算等は適正か	○	下記により適正である。
	過大な積算としていないか	○	特用林産物生産施設については、最新の見積もりを徴収し積算していることから適当である。
	建設・整備コストの低減に努めているか	○	特用林産物生産施設整備において、菌床椎茸の培養・発生ハウスにおいて低コスト耐候性ハウスを選定する等、整備コストの低減に努めている。
	附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	○	特用林産物生産施設整備において、菌床椎茸の発生ハウスにおける栽培棚については、一体的な整備としており必要不可欠である。また、移動式とせず据え付けとしており、汎用性はない。

	備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	○	特用林産物生産施設整備において、一体的な整備として必要不可欠であり、当該施設以外に使用することはない。
	整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	○	廃校・廃屋等改修交流施設については、改修する古民家及び整備する外構敷地は村有である。また、当計画で同じく整備する特用林産物生産施設と隣接することから適正である。
	施設用地が確保されている又は確保される見通しがいつているか	○	<p>廃校・廃屋等改修交流施設用地は村有である。</p> <p>特用林産物生産施設整備において、ヒートポンプ（空調機）は農業生産法人の事業敷地内のハウスに隣接設置する。培養ハウス、発生ハウス、パック機は第三セクターの敷地内に設置する。チップ・オガ粉製造施設も、第三セクターの敷地内に設置することから、施設用地は確保されている。</p>
	体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、農山漁村振興付金実施要領の別紙6（平成28年4月1日付け27農振第2326号農林水産省農村振興局長通知）に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	○	農山漁村振興付金実施要領の別紙6に定める基準を満たすとともに、その必要性について村内定住・交流対策担当課及び観光主管課と検討を図っており、適正である。
	交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か	○	交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内である。

<p>処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」（平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知）Iの第2の4の（3）の基準に照らし適正であるか</p>	<p>—</p>	<p>該当なし</p>
<p>整備する施設の延べ床面積の合計が1,500㎡以内か（既存施設は除く）</p>	<p>○</p>	<p>廃校・廃屋等改修交流施設においては、改修を図る農林水産体験交流施設の延べ床面積は1,500㎡以内の347.08㎡となっている。</p>
<p>地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内であるか。（既存施設については、1,500㎡以内の交付算定額となっているか）</p>	<p>○</p>	<p>廃校・廃屋等改修交流施設については、実施要領別紙6に定める29万円／延床㎡以内より、347.08347.03㎡×290,000円×1/2= 50,326,00050,319,000円以内の交付額である 42,022,00048,690,675円（実施設計及び工事費）である。また、外構は補助率1/2以内である673,325円（実施設計及び工事費）を交付額としている。</p>
<p>地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか</p>	<p>—</p>	<p>該当なし</p>
<p>地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか</p>	<p>—</p>	<p>該当なし</p>
<p>生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか</p>	<p>—</p>	<p>該当なし</p>

1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	-	該当なし
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	-	該当なし
事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	特用林産物生産施設においては、融資機関と早期に検討、調整を図ることとし、資金計画を策定しており、また、廃校・廃屋等改修交流施設については、指定管理者と管理協定を締結次第、速やかに資金調達計画・償還計画を策定することとなっている。
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	○	入札は一般競争入札である。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか	○	下記により適正に行われる見込である。
維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	○	各事業実施主体において適正に管理規則を策定するよう村より指導し、これに従って維持管理及び維持管理費の調整を行う。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	○	特用林産物生産施設においては、見込んだ収支計画において均衡がとれており、経営診断を受け適正なものとなっている。また、廃校・廃屋等改修交流施設については、指定管理者と管理協定を締結次第、速やかに収支計画を策定し、経営診

		断を受けることとなっている。
他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	該当なし
他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか （ある場合には、事業名を記載すること。）	—	該当なし
生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか	○	当該施設整備により雇用を増加し、定住人口の増加を図る。
他の施策（強い農業づくり交付金等）において交付対象となる施設等ではないか	○	他の施策（強い農業づくり交付金等）において要件が合わず交付対象となる施設ではない。

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、事前点検シート及び判断の根拠となった資料についても併せて公表するものとする。